

【 付 録 】

ふくおかし じんけんもんだい かん しみん いしきちようさ ちようさひよう
福岡市「人権問題に関する市民意識調査」調査票

しみん
市民のみなさまへ

じんけんもんだい かん しみん いしきちようさ きようりよく ねが
「人権問題に関する市民意識調査」へのご協力のお願い

ふくおかし しみんひとり じんけん そんちよう しゃかい めざ
福岡市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、いろいろ
な取り組みをしています。

こんかい とりく さんこう じんけんもんだい
今回、これからの取り組みの参考にするため、みなさまが人権問題についてど
うおも ちようさ おこな
う思っているかの調査を行うことにしました。

ちようさけっか つか かな
【調査結果の使い方】

- し けいかく つく さんこう
・市が計画を作るときの参考
- し けんしゅう こうえんかい じゅんび さんこう
・市が研修や講演会を準備するときの参考 など

ちようさ だいしよう ふくおかし す さい うえ ひと なか じん
調査の対象は、福岡市に住んでいる18歳より上の人の中から3,000人
をランダムにえら
選んでいます。

なまえ きにゆう かいとう ちようさけっか
お名前を記入せずにご回答していただき、調査結果はまとめてデータとして
つか つか かいとう わ ちようさ もくてき
使うので、だれが回答したか分からないようになっています。また、調査の目的
だけに使うので、しょうじき おも かいとう
正直に思ったことを回答してください。

いそが もう わけ きようりよく ねが
お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力よろしくお願ひします。

れいわ ねん がつ
令和7年9月

ふくおかししみんきよくじんけんすいしんか
福岡市市民局人権推進課

ちようさ かぶしきがいしゃ とうきようしやこう じむ いたく じっし
※調査は「株式会社 東京商工リサーチ」に事務を委託して実施します。

かいとう ちゆういじこう かいとうほうほう うらめん かくにん
※回答にあたっての注意事項や回答方法は、裏面をご確認ください。

がつ にち すい
10月22日（水）までにかいとう
回答してください。

スマホやパソコンからオンラインでもかいとう
回答できます。

かいとう ちゅういじこう
【回答にあたっての注意事項】

1. この調査は、封筒に名前が書いてあるご本人が必ずお答えください。
ただし、ご本人が記入するのが難しい場合は、ご家族や介助されている方が、ご本人に聞き取りのうえ代筆されても構いません。
2. 各質問のご回答は、特に説明がないかぎり、あてはまる項目の番号を○印で 囲んでください。質問文に「1つ」、「すべて」など指定がある場合は、その指定に従ってお答えください。
3. 質問によっては回答者が限られる場合があるので、矢印や案内にそってお答えください。
4. 回答は1回だけです。郵送かオンラインのどちらかでお答えください。

かいとうほうほう
【回答方法】

ゆうそう かいとう ばあい
《郵送で回答する場合》

1. 調査票への回答は、鉛筆または黒・青のボールペン(消せるボールペンは不可) などでお願いいたします。
2. 記入した調査票は、同封している返信用封筒に入れてポストに投函してください。切手は不要です。
3. 調査票や返信用封筒には、お名前や住所を記入する必要はありません。
なお、返信用封筒に記載されている数字類は、日本郵便(株)で処理するためのものであり、個人を特定するものではありません。

かいとう ばあい
《オンラインで回答する場合》

4. 右記二次元コードまたは下記URL よりご回答ください。
(URL : <https://www.c-pass.jp/jinken>)



ちようさ かん と あ さき
【調査に関するお問い合わせ先】

しみんきょくじんけんぶじんけんすいしんか じんけんもんだい かん しみんいしきちようさたんとう
市民局人権部人権推進課 (人権問題に関する市民意識調査担当)

でんわ ふあつくす
電話 : 092-711-4338 FAX : 092-733-5863

めーる
Mail : jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

ちようさひようへんそうさき ちようさじゆたくがいしゃ
(調査票返送先/調査受託会社)

かぶしきがいしゃとうきょうしやうこう ふくおかししゃ
株式会社東京商工リサーチ 福岡支社

〒812-0018

ふくおかしはかた くひがしひえ ちようめ ほん ごう
福岡市博多区東比恵3丁目19番26号 QDHビル

問1 あなたの性別、年齢、職業等、福岡市内での居住年数（通年）、お住まいの区をお尋ねします。下記欄から該当する番号を選んでください。
（それぞれ○は1つだけ）

<p>ア. 性別</p>	<p>1 女性 2 男性</p>	<p>3 回答しない</p>
<p>イ. 年齢</p>	<p>1 18～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳 4 50～59歳</p>	<p>5 60～69歳 6 70～79歳 7 80歳以上</p>
<p>ウ. 職業等</p>	<p>1 会社等役員・経営者 2 会社員・公務員・団体職員（管理職） 3 会社員・公務員・団体職員 （一般社員、職員 ※役職についていない方） 4 契約社員・派遣社員・嘱託、パート・アルバイト 5 自営業・家族専従者 6 家事専業 7 学生 8 無職 9 その他（具体的に： （注）複数に該当するときは、主に該当する番号1つに○をつけてください</p>	
<p>エ. 福岡市内での居住年数</p>	<p>1 3年未満 2 3～5年未満 3 5～10年未満</p>	<p>4 10～20年未満 5 20～30年未満 6 3.0年以上</p>
<p>オ. お住まいの区</p>	<p>1 東区 2 博多区 3 中央区 4 南区</p>	<p>5 城南区 6 早良区 7 西区</p>

I. 人権問題全般についてお尋ねします

問2 今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 尊重されていると思う | → 問4へ |
| 2 | どちらかといえば尊重されていると思う | } 問3へ |
| 3 | どちらかといえば尊重されていないと思う | |
| 4 | 尊重されていないと思う | |
| 5 | いちがいには言えない | |
| 6 | わからない | → 問4へ |

問3 (問2で2～5に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

次の中で、あなたが人権が尊重されていないと思う番号をすべて選んでください。
(あてはまる番号すべてに○)

- 1 同和問題に関する人権
- 2 女性の人権
- 3 子どもの人権
- 4 高齢者の人権
- 5 障がい者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 ヘイトスピーチ※1による人権侵害
- 8 感染症の患者等 (HIV感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等の感染者等) の人権
- 9 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権
- 10 ホームレスの人権
- 11 インターネット(SNS※2を含む)による人権侵害
- 12 犯罪被害者やその家族の人権
- 13 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 15 性的マイノリティ※3の人権
- 16 アイヌの人々の人権
- 17 災害に伴う人権 (避難生活でのプライバシーの問題や風評被害など)
- 18 働く人の人権 (パワーハラスメント※4や長時間労働など)
- 19 その他 (具体的に：)

※1 ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動

※2 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、X (旧Twitter)、LINE、Facebook などの登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

※3 性的マイノリティ：LGBTQ (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング・クィアの頭文字をまとめたもの) など、性的指向 (恋愛感情または性的感情の対象となる性別) や性自認 (自分の性別を自分でどう思うか) について少数派であると認められる方

※4 パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、労働者の就業環境が害される行為

問4 人権問題に関する意識についてお尋ねします。あなたは人権問題に、どの程度
 関心を持っていますか。(〇は1つだけ)

1 関心がある	}	問5へ
2 多少関心がある		
3 あまり関心がない		
4 関心がない	→	問6へ

問5 (問4で1～3に〇印をつけられた方に、お尋ねします。)
 次の中であなたが関心を寄せる番号をすべて選んでください。
 (あてはまる番号すべてに〇)

- 1 同和問題
- 2 女性に関する問題
- 3 子どもに関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障がい者に関する問題
- 6 外国人に関する問題
- 7 ヘイトスピーチによる人権侵害
- 8 感染症の患者等 (HIV感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等の感染者等) の人権
- 9 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権
- 10 ホームレスの人権
- 11 インターネット(SNSを含む)による人権侵害
- 12 犯罪被害者やその家族の人権
- 13 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 15 性的マイノリティの人権
- 16 アイヌの人々の人権
- 17 災害に伴う人権 (避難生活でのプライバシーの問題や風評被害など)
- 18 働く人の人権 (パワーハラスメントや長時間労働など)
- 19 ビジネスと人権※5
- 20 その他 (具体的に：)

※5 ビジネスと人権：企業活動のグローバル化に伴い、人や社会、環境に与える影響が拡大したことから、企業等も人権を尊重する責任があるとする国際的な議論。企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、国が令和2年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画』を策定。

問6 あなた自身が、この5年間に差別を受けた、または人権を侵害されたと感じた
ことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | ある | → | 問7へ |
| 2 | ない | } | 問8へ |
| 3 | わからない | | |

問7 (問6で1に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

- ① あなた自身が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたのは、「何について」ですか。また、それは「どこで」ですか。ア～スまでのの中から該当するものすべてについて、A～Hのうち該当する場所の番号を選んでください。
(あてはまる番号すべてに○)

	A (保育所・学校) 教育機関等	B 家庭	C 地域 (生活圏)	D 職場・企業	E 行政機関	F 医療機関・福祉施設	G インターネット・SNS	H その他
ア. 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
イ. 学歴・出身校・職業	1	2	3	4	5	6	7	8
ウ. 収入・財産	1	2	3	4	5	6	7	8
エ. 家庭環境(ひとり親家庭、 両親が不在など)	1	2	3	4	5	6	7	8
オ. 障がい・病気(感染症 など)	1	2	3	4	5	6	7	8
カ. 性別	1	2	3	4	5	6	7	8
キ. 性的指向※6や性自認※7など	1	2	3	4	5	6	7	8
ク. 婚姻歴(独身であることな ど)	1	2	3	4	5	6	7	8
ケ. 容姿	1	2	3	4	5	6	7	8
コ. 同和地区出身・同和地区に 居住	1	2	3	4	5	6	7	8
サ. 人種・民族・国籍	1	2	3	4	5	6	7	8
シ. 思想・信条・宗教	1	2	3	4	5	6	7	8
ス. その他(具体的に:)	1	2	3	4	5	6	7	8

※6 性的指向：恋愛感情または性的感情の対象となる性別

※7 性自認：自分の性別を自分でどう思うか

② あなた自身が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたのは、「どのような行為について」ですか。また、それは「どこで」ですか。ア～キまでのなかから該当するものすべてについて、A～Hのうち該当する場所の番号を選んでください。（あてはまる番号すべてに○）

	A 教育機関等 (保育所・学校)	B 家庭	C 地域 (生活圏)	D 職場・企業	E 行政機関	F 医療機関・福祉施設	G インターネット・SNS	H その他
ア. 嫌がらせ、いじめ、かげ口、仲間外れ、無視	1	2	3	4	5	6	7	8
イ. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと	1	2	3	4	5	6	7	8
ウ. 不平等または不利益な扱い	1	2	3	4	5	6	7	8
エ. プライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知られた・暴露された）	1	2	3	4	5	6	7	8
オ. セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（職務上の地位などを背景にした嫌がらせ）	1	2	3	4	5	6	7	8
カ. 暴力（配偶者やパートナー含む）、虐待、脅迫、強要（本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害された）	1	2	3	4	5	6	7	8
キ. その他（具体的に： ）	1	2	3	4	5	6	7	8

問8 差別を受けるなど、人権を侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか（しましたか）。（○は3つまで）

- 1 家族や親戚に相談する
- 2 友人や知人に相談する
- 3 町内会・自治協議会役員や民生委員に相談する
- 4 学校や職場に相談する
- 5 市の専門機関（人権啓発センター・男女共同参画推進センター アミカス・こども総合相談センター えがお館など）に相談する
- 6 市役所や区役所の相談窓口（市民相談室など）に相談する
- 7 法務局や人権擁護委員などに相談する
- 8 警察に相談する
- 9 弁護士に相談する
- 10 人権擁護団体（NPOなど）や当事者団体に相談する
- 11 新聞やテレビなどマスメディアに訴える
- 12 裁判所に訴える（訴訟を起こす）
- 13 その他（具体的に： _____）
- 14 何もしないで我慢する
- 15 わからない

問9 あなたは、結婚や就職のときに、本籍地や家庭の状況、家庭の環境などの身元調査をすることについて、どのように考えますか。（○は1つだけ）

- 1 絶対にやめるべきだ
- 2 やめた方がよい
- 3 やむを得ないことだ
- 4 当然、必要なことだ
- 5 わからない

Ⅱ. 個別の人権問題についてお尋ねします

同和問題について

問10 同和地区や、その地区に住んでいる人々に対する差別についてどう思いますか。ア～クまでのそれぞれのあてはまる番号に○印をつけてください。
(ア～クのすべての事項について、あなたのお考えに最も近い1つに○)

	差別は 厳しい	多少差別は ある	差別は ない	わから ない	知らない 同和地区のことは
ア. 進学などの教育の面	1	2	3	4	5
イ. 就職などの面	1	2	3	4	5
ウ. 結婚の面	1	2	3	4	5
エ. 生活環境面	1	2	3	4	5
オ. 日常のつきあいの面	1	2	3	4	5
カ. 社会における偏見意識	1	2	3	4	5
キ. インターネットへの書き込みなど	1	2	3	4	5
ク. 同和地区の家や土地の購入の面	1	2	3	4	5

問11 以下の場合において、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。
 それぞれ、その立場となった場合にどうするかをお考えの上、お答えください。

ア あなたの身近な人が、同和地区の出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合（○は1つだけ）

- 1 差別をしてはいけないと注意し、お互いよく話し合う
- 2 何も言わないでそのままにしておく
- 3 同和問題には、かかわらない方がいいと言う
- 4 その他（具体的に： _____）
- 5 わからない

イ あなたの身近な人から「同和地区の出身者との結婚について、家族から強い反対を受けている」と相談を受けた場合（○は1つだけ）

- 1 家族の考えに関わらず結婚すればよいと言う
- 2 家族を説得し、二人の意志を貫いて結婚すればよいと言う
- 3 家族の強い反対があるのだから、慎重に考えてはどうかと言う
- 4 結婚には反対だと言う
- 5 その他（具体的に： _____）
- 6 わからない

ウ あなたが、引っ越しのため不動産を探していたところ、希望する条件にあう不動産が見つかったため、契約をしようと考えていたが、そこが同和地区内にあることが分かった場合（○は1つだけ）

- 1 そのまま契約を行う
- 2 契約を取りやめ、別の不動産を探す
- 3 その他（具体的に： _____）
- 4 わからない

問12 同和問題を解決する手法として、あなたが有効だと思うことを選んでください。
(○は3つまで)

- 1 市民が、自ら差別や人権について学ぶ
- 2 国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組む
- 3 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える
- 4 わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい
- 5 同和地区の人々自身が、自分の生活向上に努力すべきである
- 6 同和地区の人々が、一カ所にかたまって住まないようにすればよい
- 7 差別をしたり、差別を利用するような場合には、法律で処罰する
- 8 市民一人ひとりが、住所や出身地に関係なく活発に交流する
- 9 市民一人ひとりが、差別をなくすための運動に積極的に取り組む
- 10 何をしても、解決することはむずかしい
- 11 社会的問題としては解決している
- 12 その他（具体的に： _____)
- 13 わからない

女性に関する問題について

問13 女性に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが未整備であること
- 2 子どもの養育費の不払いなどにより、離婚後の女性が貧困に陥りやすいこと
- 3 様々な意思決定や方針決定の場での女性の参画率が低いこと
- 4 「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること
- 5 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における待遇に男女の違いがあること
- 6 町内会や地域行事での女性の役割が以前と変わらないこと
- 7 避難所用の備蓄や災害時の避難所において、安全面や男女のニーズの違いへの配慮が足りていないこと
- 8 職場や学校などでセクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)やマタニティハラスメント(妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い)があること
- 9 ドメスティック・バイオレンス(DV)(配偶者やパートナーからの暴力(経済的含む))を受けること
- 10 性犯罪や性暴力の被害を受けること
- 11 女性に対するストーカー行為(つきまとい行為)、痴漢行為を受けること
- 12 性風俗産業や売春・買春、アダルトビデオへの出演などで被害を受けること
- 13 その他(具体的に:)
- 14 特にない
- 15 わからない

子どもに関する問題について

問14 子どもに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 いじめや無視、嫌がらせ(インターネットやSNS上の書き込みも含む)などを受けること
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事
- 3 教師が子どもを指導する等の理由で体罰や不適切な言動を行うこと
- 4 保護者などから、虐待(身体的、心理的、性的)や育児放棄されること
- 5 子どもの虐待に気付いても、見て見ぬふりをする事
- 6 子どもの前で家族に暴力をふるうこと
- 7 学校や就職先の選択など子どもの意見について、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押しつけたりすること
- 8 大人が子どもを権利の主体として認識しないなど、社会全体として、子どもの権利に関する理解が不足していること
- 9 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
- 10 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること
- 11 ヤングケアラー※8にかかる問題
- 12 児童買春、児童ポルノなどの対象となること
- 13 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫
- 14 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 15 その他(具体的に:)
- 16 特にない
- 17 わからない

※8 ヤングケアラー: 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

高齢者に関する問題について

問15 高齢者に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ないこと
- 2 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 3 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 4 地域社会から孤立すること
- 5 インターネットやスマートフォンを十分に活用できないことなどにより、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 家庭内での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 8 病院や介護施設等での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 9 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと
- 10 介護者に対する相談・支援体制が十分でないこと
- 11 認知症に対する誤解や偏見があること
- 12 経済的に自立が困難なこと
- 13 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 14 「おじいちゃん」「おばあちゃん」などとひとくくりにされ、個人として尊重されないこと
- 15 その他(具体的に：)
- 16 特にない
- 17 わからない

しょう しゃ かん もんだい
障がい者に関する問題について

問16 障がい者に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 障がい者の意見や行動が尊重されないこと
- 2 差別的な言動を受けること
- 3 聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと
- 4 障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと
- 5 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 6 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 7 住宅を容易に借りることができないこと
- 8 就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 9 家庭や病院・福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと
- 11 学校の受け入れ体制が不十分なこと
- 12 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 13 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できなかつたり、地域の人などと交流する機会が少ないこと
- 14 その他(具体的に：)
- 15 特にない
- 16 わからない

外国人に関する問題について

問17 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があるとおも

- 1 外国人が日本で暮らす際、法令などにより、活動に制限がある場合があること
- 2 インターネット上での書き込みやヘイトスピーチ※1など、不当な差別的言動を受けること
- 3 じろじろ見られたり避けられたりする
- 4 外国籍であることを他に知られると差別や不利益を受けることがあるため、本名を名乗れない人もいること
- 5 外国人の意見が尊重されないこと
- 6 外国人ということで個人としてではなく、ひとくくりに固定的なイメージを持たれること
- 7 住宅を容易に借りることができないこと
- 8 国籍・民族・人種の違いを理由に、結婚を周囲に反対されること
- 9 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと
- 10 日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと
- 11 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと
- 12 学校の受験資格が異なることや、日本語能力不足のため、外国人が日本で教育を受ける機会が限られること
- 13 外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 14 その他（具体的：)
- 15 特にな
- 16 わからない

問18 外国人に対するヘイトスピーチ※1について、あなたはどのように思いますか。(○は1つだけ)

- 1 許されないことで、絶対にやめるべき
- 2 不適切であり、好ましくない
- 3 一概に悪いとは言えない
- 4 いろいろな考え方、受け止め方があるので、特段問題ない
- 5 ヘイトスピーチをされる側に問題がある
- 6 自分には関係ない
- 7 その他(具体的:)
- 8 わからない

※1 ヘイトスピーチ(再掲): 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動

かんせんしょう かんじゃとう かんせんしゃ かんえん かんせんしゃ しんがた
**感染症の患者等（HIV感染者・肝炎ウイルス感染者・新型インフルエンザ
 とう かんせんしゃとう かん もんだい
 等の感染者等）に関する問題について**

問19 かんせんしょう かんじゃとう かんせんしゃ かんえん かんせんしゃ しんがた とう
**感染症の患者等（HIV感染者・肝炎ウイルス感染者・新型インフルエンザ等の
 かんせんしゃとう かん ことばら じんけんじょう とうく もんだい おも
 感染者等）に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどの
 ようなことです。か。（○は3つまで）**

- 1 かぞく しんせき ゆうじんとう きよぜつ
家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 けっこんきよひ りこん せま
結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 しょくば がっこう ふり あつか う
職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 じゅうたく ようい か
住宅を容易に借りることができないこと
- 5 しゅくはくしせつ てんぽとう にゆうてん しせつりよう きよひ
宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 びょういん ちりょう にゆういん きよひ
病院で治療・入院を拒否されること
- 7 かんせんしゃ かぞくとう こじんじょうほう まも
感染者やその家族等の個人情報やプライバシーが守られないこと
- 8 かんせんしゃ かぞくとう あくい うわさ なが さべつてき げんどう う
感染者やその家族等が悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
（インターネット上での誹謗中傷含む）
- 9 いりようじゅうじしゃ しゃかいせいかつ いじ か きょうむ
医療従事者などのエッセンシャルワーカー（社会生活の維持に欠かせない業務
に携わる人）やその家族等に対して、差別的な言動が行われること
- 10 かんせんしょう ただ りかい あやま にんしき へんけん
感染症について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 11 わくちんがある場合 ばあい わくちんをせつしゅ かた など ぷりえき と あつか
ワクチンがある場合にワクチンを接種することができない方などに不利益な取り扱
いをする事
- 12 その他（具体的に：)
- 13 とうく
特にない
- 14 わからない

ハンセン病患者等に関する問題について

問20 ハンセン病患者・元患者やその家族等に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 ハンセン病患者・元患者や家族等のプライバシーが守られないこと
- 8 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 9 ハンセン病について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 10 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特にない
- 13 わからない

インターネットによる人権侵害について

問21 インターネットに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
- 2 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3 本人の承諾無く氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること
- 4 ネットポルノなど違法・有害なホームページや広告が存在すること
- 5 SNSにおける仲間はずしなどのネットいじめが発生していること
- 6 情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと
- 7 情報の発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
- 8 個人情報の流出などの問題が多く発生していること
- 9 悪質商法によるインターネット取引での被害が発生していること
- 10 偽・誤情報(動画や画像を含む)が流通、拡散されること
- 11 プロバイダや掲示板等の管理者等に対して、人権を侵害する情報の停止・削除を求める措置が十分ではないこと
- 12 その他(具体的に：)
- 13 特になし
- 14 わからない

問22 インターネットを使った人権侵害を防ぐために、あなたが有効だと思うことを
選んでください。(〇は3つまで)

- 1 情報の収集・発信における個人の責任や、インターネットの適切な利用など、
情報モラルに関して市民の意識の高揚に努める
- 2 学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実する
- 3 被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する
- 4 インターネットのプロバイダーや情報管理者が、当該情報等の停止・削除を
自主的に行う
- 5 不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、プロバイダーや掲示板等の
管理者に対して、情報の停止、削除を求める
- 6 実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する制限を設ける
- 7 加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する
- 8 その他(具体的に：)
- 9 特にない
- 10 わからない

性的マイノリティに関する問題について

問23 性的マイノリティ※3に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 職場や学校でからかいや嫌がらせを受けること
- 2 悪意のある噂を流されたり差別的言動を受けること
- 3 相談できる相手が少ないこと
- 4 行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること(住宅・医療・保険など)
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 7 興味本位で見られたり、避けられたりする事
- 8 性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること
- 9 性的マイノリティに対する配慮が足りないこと(トイレ、更衣室など)
- 10 法令や制度などの整備が十分でないこと
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特にない
- 13 わからない

※3 性的マイノリティ(再掲): LGBTQ(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング・クィアの頭文字をまとめたもの)など、性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別)や性自認(自分の性別を自分でどう思うか)について少数派であると認められる方

ホームレスに関する問題について

問24 ホームレスに関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 ホームレスの人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 近隣住民等からの嫌がらせを受けること
- 3 通行人等から暴力をふるわれること
- 4 差別的な言動を受けること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 8 経済的に自立が困難なこと
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

犯罪被害者やその家族に関する問題について

問25 犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続きにおいて必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲に噂話をされること
- 5 マスメディアなどの報道やインターネット上での被害者特定によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏を保てなくなる
- 6 犯罪被害者自身にも原因やきっかけを与えるなどの落ち度があったと言われること
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

刑を終えて出所した人やその家族に関する問題について

問26 刑を終えて出所した人やその家族に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 結婚を周囲に反対されること
- 5 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特にない
- 8 わからない

北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題について

問27 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと
- 2 拉致被害者及びその家族と一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 拉致被害者の家族が、拉致被害者に関する情報を得ることができないこと
- 4 拉致被害者及びその家族が差別的な言動を受けること
- 5 拉致被害者及びその家族が興味本位で見られること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他(具体的に:)
- 8 特にない
- 9 わからない

さいがい とちな もんだい
災害に伴う問題について

問28 地震などの災害が発生した際に、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 避難生活でプライバシーが守られないこと
- 2 女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への十分な配慮が行き届かないこと
- 3 デマや風評などにより被災者が差別的な言動を受けること
- 4 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
- 5 避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること
- 6 その他（具体的に： _____）
- 7 特にない
- 8 わからない

はたら ひと かん もんだい
働く人に関する問題について

問29 働く人の人権に関する事柄で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）があること
- 2 セクシュアルハラスメント（セクハラ）があること
- 3 妊娠や育児・介護休業の取得等を理由とした嫌がらせなどの妊娠・出産・介護に関するハラスメントがあること
- 4 顧客や取引先からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）があること
- 5 非正規雇用など不安定な雇用形態から抜け出たくても抜けられないこと
- 6 職場でのいじめやいやがらせがあること
- 7 長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと
- 8 同じ仕事でも、雇用形態により賃金に差があること
- 9 職業や職種によって差別や偏見があること
- 10 性別によって差別や不利益があること
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特にない
- 13 わからない

Ⅲ. 人権問題の教育・啓発についてお尋ねします

問30 あなたは市民一人ひとりの人権が尊重されるために、福岡市などの行政機関は、特にどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

(○は3つまで)

- 1 人権問題に関する啓発の積極的・効果的な推進
- 2 幼稚園・保育所や学校における人権教育の充実
- 3 家庭や地域における人権教育・啓発の推進
- 4 企業における人権教育・啓発の推進
- 5 人権問題に深く関わる職業に従事する人（公務員、教職員など）への人権教育・啓発の推進
- 6 地域での人権啓発を推進するリーダーの養成
- 7 差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善するための施策の充実
- 8 人権問題に取り組む団体やNPOなどとの連携・協働
- 9 人権に関する相談・支援体制の充実
- 10 人権侵害に対する救済策の強化
- 11 人権尊重の視点に立って、行政運営を行うこと
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 特にない
- 14 わからない

問31 あなたは、人権問題の教育・啓発に関する情報をどこから得ていますか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 市政だより | 7 インターネット上のニュースサイトや記事 |
| 2 新聞 | 8 SNS |
| 3 広報紙、ちらし | 9 ホームページ |
| 4 ポスター | 10 講演会、研修会 |
| 5 ラジオ | 11 その他（具体的に： _____） |
| 6 テレビ | 12 特にない |

問32 あなたは、「福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)」※9を知っていますか。(○は1つだけ)

- 1 行ったことがある
- 2 行ったことはないが、事業の内容は知っている
- 3 名前だけしか知らない
- 4 知らない

※9 福岡市人権啓発センター(ココロンセンター):講演会やハートフルフェスタなどの催しの開催、人権啓発相談室の運営、啓発DVDや図書の貸し出しなど、人権についての様々な情報の提供、学習、市民交流を推進する施設。所在地は福岡市健康づくりサポートセンター(あいれふ)の8階

問33 福岡市では、人権問題についての啓発活動を行っていますが、あなたがこの5年間に、見たり、聞いたりしたことがあるものを、すべて選んでください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市政だよりの人権啓発記事(コラムや特集など)
- 2 市政だよりの12月1日号と同時配布の広報紙「考えようみんなの人権」
- 3 人権啓発テレビCM
- 4 人権啓発用音源「こころのオルゴール」
- 5 人権啓発広報紙(ココロンセンターだよりのなど)
- 6 人権尊重作品(標語・ポスター・作文)
- 7 人権尊重週間(12月4日から12月10日)の各区での講演会(市民の集いなど)
- 8 ハートフルフェスタ福岡※10
- 9 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 10 デジタルサイネージ※11や掲示物(ポスター・横断幕など)
- 11 SNSや動画投稿サイト(YouTubeなど)、インターネット広告
- 12 福岡市や福岡市人権啓発センターのホームページ
- 13 その他(具体的に: _____)
- 14 見たり、聞いたりしたものはない

※10 ハートフルフェスタ:毎年秋にソラリアプラザなどで実施している人権啓発フェスティバル

※11 デジタルサイネージ:屋外・店頭・公共空間・交通機関など、様々な場所で、ディスプレイなどの表示機器を使って情報を発信するメディア

問34 あなたは、この5年間に、福岡市内で開催された人権問題に関する講演会や講座に参加したことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 参加したことがある(3回以上) | → 問35へ |
| 2 | 参加したことがある(1~2回) | → 問35へ |
| 3 | 講演会や講座を知っていたが参加したことはない | → 問36へ |
| 4 | 講演会や講座が開催されていたことを知らない | → 問36へ |

問35 (問34で1~2に○印をつけられた方に、お尋ねします。)
次のうちどの講演会や講座に参加したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 公民館での講演会・人権講座・研修会 |
| 2 | 市民センターでの講演会・人権講座・研修会 |
| 3 | 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会 |
| 4 | インターネットを活用したオンライン講座・研修会 |
| 5 | 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会 |
| 6 | 企業や団体、大学等が主催する講演会など |
| 7 | 企業を対象とした行政が行う研修会 |
| 8 | PTAや学校で開催される研修会、人権学習参観など |
| 9 | その他(具体的に：) |

問36 福岡市が開催する人権問題に関する講演会や講座、イベントについて、どのようなものであれば、あなたは参加したいと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 公民館や市民センターなど家から近い施設での開催 |
| 2 | 天神地区や博多駅周辺など、立ち寄りやすい場所での開催 |
| 3 | オンラインを活用し自宅で参加(聴講)できる |
| 4 | 人権問題の当事者による講演 |
| 5 | 著名人の出演 |
| 6 | ワークショップなどの参加型 |
| 7 | 他の行事やイベントに組み込まれている |
| 8 | その他(具体的に：) |
| 9 | 特になし |

問37 人権問題についての理解を深めるにあたって、あなたはどのような啓発活動が特に役に立つと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会
- 2 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会
- 3 インターネットを活用したオンライン講座・研修会
- 4 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会
- 5 新聞記事・広告
- 6 テレビ番組・CM
- 7 ラジオ番組・CM
- 8 映画の放映
- 9 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 10 デジタルサイネージや掲示物(ポスター・横断幕など)
- 11 市政だより、広報紙、パンフレット
- 12 ホームページ、インターネット広告
- 13 メールマガジンやSNS、動画投稿サイト(YouTubeなど)での発信
- 14 その他(具体的に：)
- 15 特にない
- 16 わからない

とい じんけんもんだい じんけんぎょうせい かん いけん じゆう きにゆう
問38 人権問題や人権行政に関して、ご意見などがありましたら、自由にご記入
ください。

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。

ちようさひよう きにゆうご どうふう ふうとう きってふよう い
アンケート調査票を、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて

がつ にち すい ゆうびん どうかん
10月22日（水）までに郵便ポストに投函していただくか、オンライン

かいとう ねが
での回答をお願いいたします。

**「令和7年度 人権問題に関する市民意識調査」
報告書**

令和8年3月発行
福岡市市民局人権部人権推進課

〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092-711-4338
FAX 092-733-5863

